

○農林水産省令第二十五号

植物防疫法(昭和二十五年法律第五十一号)第六條第二項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成七年三月三十一日

農林水産大臣 大河原太一郎

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

第一條 植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林

省令第七十三号)の一部を次のように改正する。

第六條第二項第三号中「山形空港」の下に「鳥取空港、出雲空港、山口宇部空港、高知空港」を加える。

第二條 植物防疫法施行規則の一部を次のように改正する。

第六條第一項第二号中「函館空港」の下に「青森空港」を加え、同條第二項第三号中「青森空港」を削る。

第三條 植物防疫法施行規則の一部を次のように改正する。

第六條第一項第二号中「高松空港」の下に「松山空港」を加え、同條第二項第三号中「松山空港」を削る。

附 則

この省令は、平成七年四月一日から施行する。ただし、第二條の規定は、平成七年四月二日から施行し、第三條の規定は、平成七年四月四日から施行する。